

政令第 号

防災庁設置法及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和八年法律第六十二号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（災害救助法施行令等の一部改正）

第一条 次に掲げる政令の規定中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

一 災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第一条第一項第三号及び第四号、第四条第三号並びに第十一条第二項

二 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第四条第十六号の二、第七條、第十条、第十一条第一項、第十二条第三項、第十三条、第十五条第六項、第十七条及び第十八条第一項

三 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和五十五年政令第七十四号）第一条第二項

四 地震防災対策特別措置法施行令（平成七年政令第二百九十五号）第二条第二項

五 被災者生活再建支援法施行令（平成十年政令第三百六十一号）第四条第一項から第三項まで及び第五条（見出しを含む。）

六 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第三条第十七号、第六条及び第八条第二項

七 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第十七条第三項及び第三十三条第二項

八 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）第三条第十七号、第六条及び第八条第二項

九 大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）第五条
（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令等の一部改正）

第二条 次に掲げる政令の規定中「デジタル庁」の下に「防災庁」を加える。

一 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（昭和二十九年政令第四百四十九号）第二条第一項

二 国家公務員倫理規程（平成十二年政令第一百一号）第二条第一項第六号及び第六条第一項第一号

三 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）第二十九条の三第一項

（国の債権の管理等に関する法律施行令の一部改正）

第三条 国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号中「職、」の下に「防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第十三条第一項の職、」を加え、同条第六項本文中「行なわせよう」を「行わせよう」に改め、同項ただし書中「行なわれる」を「行われる」に、「行なわせよう」を「行わせよう」に改める。

（台風常襲地帯の指定基準に関する政令の一部改正）

第四条 台風常襲地帯の指定基準に関する政令（昭和三十三年政令第二百十六号）の一部を次のように改正する。

第一号中「内閣府令」を「防災庁令」に、「ミリバール」を「ヘクトパスカル」に改め、第二号中「ミリバール」を「ヘクトパスカル」に改め、第三号中「六箇月間」を「六月間」に改める。

(災害対策基本法施行令の一部改正)

第五条 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「災害復旧」を「復旧復興」に改める。

第五条中「内閣府本府」を「防災庁」に、「政策統括官」を「統括官」に改める。

第二十条の二第一項、第二十条の三第一号、第二号イ及びロ並びに第三号イ、第二十条の四第七号並びに第二十条の六第五号中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

第二十一条中「内閣府令」を「防災庁令」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二十三条、第二十四条、第三十二条第一項及び第三十三条第三項中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

第三十四条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第二項中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

第七章の章名を次のように改める。

第七章 復旧復興

第三十七条中「行なつた」を「行つた」に、「内閣府令」を「防災庁令」に、「行なう」を「行う」に改める。

第四十六条（見出しを含む。）中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

附則中第三項を削り、第四項を第三項とする。

（指定都市又は中核市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令の一部改正）

第六条 指定都市又は中核市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令（昭和三十八年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第四条第三項若しくは」を「第四条第三項、」に改め、「第四条第二項」の下に「若しくは防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第四条第二項」を加える。

（行政機関職員定員令の一部改正）

第七条 行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表内閣の機関の項中「一、八一〇人」を「一、七〇五人」に改め、同表内閣府の項中「一六、一七二人」を「一五、九五二人」に改め、同表デジタル庁の項の次に次のように加える。

防 災 庁	三五二人
-------	------

第一条第一項の表合計の項中「三〇七、七六一人」を「三〇七、七八八人」に改める。

（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令の一部改正）

第八条 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

別表中「デジタル庁」を「デジタル庁」に改める。

防災庁」

（重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の
関係行政機関を定める政令の一部改正）

第九条 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の
関係行政機関を定める政令（平成十一年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

第三十一号を第三十二号とし、第七号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 防災庁

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令の一部改正）

第十条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（法第二条第一項第五号及び第七号の政令で定める機関）」に改め、同条第一項中「第二条第一項第四号」を「第二条第一項第五号」に改め、同条第二項中「第二条第一項第五号」を「第二条第一項第七号」に改める。

第十五条第一項中「職又は」を「職、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第十三条第一項の職若しくは同法第十四条の中央防災会議の長又は」に改める。

（行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令の一部改正）

第十一条 行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成十三年政令第三百二十三号）の一部を次の

ように改正する。

第三条ただし書中「同項第五号」を「同項第六号」に、「同項第六号」を「同項第七号」に改める。

（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部改正）

第十二条 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第三十四号を第三十五号とし、第八号から第三十三号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 防災庁

（次世代育成支援対策推進法施行令及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令の一部改正）

第十三条 次に掲げる政令の規定中「及びデジタル庁」を「デジタル庁及び防災庁」に改める。

一 次世代育成支援対策推進法施行令（平成十五年政令第三百七十二号）第一項の表内閣総理大臣の項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百十八号）第一条第一項の表内閣総理大臣の項

（個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正）

第十四条 個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第二条第八項第四号」を「第二条第八項第五号」に改め、同条第二項中「第二条第八項第五号」を「第二条第八項第七号」に改める。

第三十二条第一項中「職又は」を「職、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第十三条第一項の職若しくは同法第十四条の中央防災会議の長又は」に改める。

第三十六条第二項中「職又は」を「職、防災庁設置法第十三条第一項の職又は」に改める。

（武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令の一部改正）

第十五条 武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令（平

成十六年政令第三百九十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「内閣府」の下に「、デジタル庁」を加え、「デジタル庁」を「防災庁」に改める。

(職員の退職管理に関する政令の一部改正)

第十六条 職員の退職管理に関する政令(平成二十年政令第三百八十九号)の一部を次のように改正する。

第五条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 防災庁設置法(令和八年法律第六十一号)第十三条第一項に規定する職又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織

第十二条第二号中ルをヲとし、又の次に次のように加える。

ル 防災庁組織令(令和八年政令第 号)第三条第一項に規定する公文書監理官

第十三条第一項中第二十号を第二十一号とし、第十一号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 防災庁組織令第二条第一項に規定する審議官並びに同令第三条第一項に規定する公文書監理官及び参事官

第十五条第一項第五号中「、防災監」を削り、「の長並びに」を「の長並びに防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和八年法律第六十二号）第四十一条の規定による改正前の内閣府設置法第十六条の二第一項に規定する防災監並びに」に改め、同項中第十八号を第十九号とし、第十三号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 防災庁の事務次官及び防災庁設置法第十三条第一項に規定する職

第十六条第一項第一号中「第十号」を「第十一号」に、「第二十二号」を「第二十三号」に改め、同項第四号中「第二十二号」を「第二十三号」に改め、同項中第二十三号を第二十四号とし、第十一号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 防災庁

第十七条中「第十一号から第二十一号」を「第十二号から第二十二号」に改める。

第十九条第一号中「第十一号から第二十二号」を「第十二号から第二十三号」に改める。

第三十三条第三号及び第三十六条中「第二十二号」を「第二十三号」に改める。

附則第四条から第七条までを削る。

別表第二内閣府本府の項中「防災監」を削り、同表デジタル庁の項の次に次のように加える。

防災庁

防災庁の事務次官

（標準的な官職を定める政令の一部改正）

第十七条 標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

本則の表一の項第三欄第一号中「デジタル審議官」の下に「、防災庁の事務次官」を加え、同欄第二号中「統括官」の下に「、防災庁組織令（令和八年政令第 号）第一条第一項に規定する統括官」を加え、同欄第三号中「審議官、」の下に「防災庁組織令第二条第一項に規定する審議官、」を加え、同欄第四号中「規定する参事官」の下に「、防災庁組織令第三条第一項に規定する参事官」を加える。

（公文書等の管理に関する法律施行令の一部改正）

第十八条 公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（法第二条第一項第五号及び第七号の政令で定める機関）」に改め、同条第一項中「第二条第一項第四号」を「第二条第一項第五号」に改め、同条第二項中「第二条第一項第五号」を「第

二条第一項第七号」に改める。

（東日本大震災復興特別区域法施行令の一部改正）

第十九条 東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）の一部を次のように改正する。

第一条各号及び第十条中「内閣府令」を「内閣府令・防災庁令」に改める。

（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行令の一部改正）

第二十条 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行令（平成二十四年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第五条中「内閣府令・総務省令・財務省令・農林水産省令・経済産業省令」を「内閣府令・防災庁令・総務省令・財務省令・農林水産省令・経済産業省令」に改める。

（内閣府設置法第四条第三項第七号の七の人工衛星等を定める政令の一部改正）

第二十一条 内閣府設置法第四条第三項第七号の七の人工衛星等を定める政令（平成二十四年政令第百八十五号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「第四条第三項第七号の七」を「第四条第三項第八号」に改める。

（新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部改正）

第二十二条 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中第三十二号を第三十三号とし、第八号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 防災庁

（幹部職員の任用等に関する政令の一部改正）

第二十三条 幹部職員の任用等に関する政令（平成二十六年政令第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「及びデジタル庁」を「デジタル庁及び防災庁」に改め、同項中第十六号を第十七号とし、第十三号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 防災庁

第十条第一項中「デジタル庁」の下に「、防災庁」を加える。

（特定秘密の保護に関する法律施行令の一部改正）

第二十四条 特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「消費者庁」の下に「、防災庁」を加える。

（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令の一部改正）

第二十五条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令（平成二十八年政令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（法第二条第四号ホ及びトの政令で定める機関）」に改め、同条第一項中「第二条第四号ニ」を「第二条第四号ホ」に改め、同条第二項中「第二条第四号ホ」を「第二条第四号ト」に改める。

第四条第二項中「職又は」を「職、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第十三条第一項の職又は」に改める。

(重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令の一部改正)

第二十六条 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令(平成二十八年政令第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第一条の表デジタル庁の項の次に次のように加える。

防災庁

東京都千代田区永田町一丁目六番一号に所在する庁舎

(衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令の一部改正)

第二十七条 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令(平成二十九年政令第二百八十二号)の一部を次のように改正する。

「金融庁

別表第一中「金融庁」を

防災庁」

に改める。

(重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令の一部改正)

第二十八条 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令(令和七年政令第二十六号)の一部を次のように改正する。

第一条（見出しを含む。）中「第二条第一項第五号」を「第二条第一項第七号」に改める。

（食料供給困難事態対策法施行令の一部改正）

第二十九条 食料供給困難事態対策法施行令（令和七年政令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中第二十九号を第三十号とし、第八号から第二十八号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 防災庁

（内閣法制局設置法施行令の一部改正）

第三十条 内閣法制局設置法施行令（昭和二十七年政令第二百九十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「及びデジタル庁」を「デジタル庁及び防災庁」に、「法務省」を「防災庁、法務省」に改める。

（内閣府本府組織令の一部改正）

第三十一条 内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「十人」を「九人」に改める。

第三条第一号へを次のように改める。

へ 原子力災害（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二条第一号に規定するものをいい、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百五条第七項第一号に規定する武力攻撃原子力災害を含む。トにおいて同じ。）に関する災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興（以下「原子力防災」という。）に関する基本的な政策に関する事項

第三条第一号ト中「災害」を「原子力災害」に、「防災」を「原子力防災」に改め、同号カ中「第三号(31)」を「第三号(19)」に改め、同号ヨ中「第三号(32)」を「第三号(20)」に、「同号(32)」を「同号(20)」に改め、同条第三号(8)中「防災」を「原子力防災」に改め、同号中(9)から(17)までを削り、(18)を(9)とし、(19)を(10)とし、(20)から(22)までを削り、同号(23)中「第四条第九項」を「第四条第一項」に改め、「調整に関すること」の下に「（原子力防災に関するものに限る。）」を加え、同号(23)を同号(11)とし、同号(24)中「(23)」を「(11)」に、「防災」を「原子力防災」に改め、同号(24)を同号(12)とし、同号中(25)を(13)とし、(26)から(30)までを(14)から(18)までとし、同号(31)中「(30)」を「(18)」に改め、同号(31)を同号(19)とし、同号中(32)を(20)とし、(33)から(42)までを

(21) から (30) までとする。

第八条第六項中「十八人」を「十五人」に改め、同項ただし書中「二人」を「一人」に改める。

第二十条第三項中「三十五人」を「二十七人」に改める。

附則第三条第二項の表株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に係る内閣府設置法附則第二条第三項に規定する政令で定める日の項を削る。

附則第四条第一項中「防災」を「原子力防災」に、「(24)」を「(12)」に、「(23)」を「(11)」に、「第四条第九項」を「第四条第一項」に改め、「調整に関する事」の下に「（原子力防災に関するものに限る。）」を加え、同条第二項を削る。

（総務省組織令の一部改正）

第三十二条 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「第五条第二項及び」を「第五条第二項、」に、「の規定」を「及び防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第五条第二項の規定」に、「及びデジタル庁の」を「、デジタル庁及び防災庁の」に改め、同条第二号中「及びデジタル庁」を「、デジタル庁及び防災庁」に改める。

第四十二条第一号及び第二百一十三条第一項第一号口中「及びデジタル庁」を「デジタル庁及び防災庁」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、防災庁設置法の施行の日（令和八年十一月二日）から施行する。ただし、第五条の規定（災害対策基本法施行令附則中第三項を削り、第四項を第三項とする改正規定に限る。）及び第十六条の規定（職員の退職管理に関する政令附則第四条から第七条までを削る改正規定に限る。）並びに附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第五条第二項の規定により同条第一項に規定する新中央防災会議の委員として任命されたものとみなされる者の任期は、災害対策基本法施行令第三条第二項の規定にかかわらず、この政令の施行の日における同法附則第五条第一項に規定する旧中央防災会議の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(準備行為)

第三条 第二十六条の規定による改正後の重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令第一条の表防災庁の項に掲げる庁舎に係る重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第三条第一項及び第二項の規定による指定、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による告示は、この政令の施行前においても内閣総理大臣が行うことができる。

(自衛隊法施行令の一部改正)

第四条 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第四百四十条の表第十一条第二項の項中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

(電波法施行令の一部改正)

第五条 電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三号中「内閣府設置法第四条第三項第七号の七の人工衛星等を定める政令」を「内閣府設置法第四条第三項第八号の人工衛星等を定める政令」に改める。

(復興庁組織令の一部改正)

第六条 復興庁組織令(平成二十四年政令第二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項の表内閣法制局設置法施行令(昭和二十七年政令第二百九十号)の項及び日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令(昭和二十九年政令第四百四十九号)の項中「デジタル庁」を「防災庁」に改め、同表国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和三十一年政令第三百三十七号)の項中「第十三条第一項」を「防災庁設置法(令和八年法律第六十一号)第十三条第一項」に改め、同表指定都市又は中核市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令(昭和三十八年政令第十一号)の項中「デジタル庁設置法(令和三年法律第三十六号)」を「防災庁設置法(令和八年法律第六十一号)」に改め、同表行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成十二年政令第四十一号)の項中「第十三条第一項の職」を「中央防災会議の長」に改め、同表国家公務員倫理規程(平成十二年政令第一百一号)の項中「デジタル庁」を「防災庁」に改め、同表総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号)の項中「デジタル庁設置法(令和三年法律第三十六号)」を「防災庁設置法(令和八年法律第六十一号)」に、「デジタル庁の」を「防災庁の」に、「デジタル庁及び」を「防災庁及び」に、

及びデジタル庁

「
」を「
」及び

び防災庁

に改め、同表次世代育成支援対策推進法施行令（平成十五年政令第三百七十二号）の

項中「デジタル庁」を「防災庁」に改め、同表個人情報情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五

百七号）の項中

第十三条第一項の職	第十三条第一項の職、復興庁 設置法（平成二十三年法律第 百二十五号）第十二条第一項 の職若しくは同法第十七条第 一項の地方機関の長
第十三条第一項の職	第十三条第一項の職、復興庁 設置法第十二条第一項の職若 しくは同法第十七条第一項の 地方機関の長

を

中央防災会議の長	防災庁設置法第十三 条第一項の職
中 置 二 職 項	防 災 庁 設 置 法 第 十 三 条 第 一 項 の 職
七 第 の 防	

中央防災会議の長、復興庁設

法（平成二十三年法律第百

十五号) 第十二条第一項の

若しくは同法第十七条第一

の地方機関の長

災庁設置法第十三条第一項

職、復興庁設置法第十二条

一項の職若しくは同法第十

条第一項の地方機関の長

に改め、同表武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上

輸送の規制に関する法律施行令(平成十六年政令第三百九十二号)の項中「デジタル庁」を「防災庁」に

改め、「内閣府」の下に「デジタル庁」を加え、同表標準的な官職を定める政令(平成二十一年政令第

三十号)の項第三欄中「デジタル審議官」を「防災庁の事務次官」に、「統括官」を「防災庁組織令(令

和八年政令第 号)第一条第一項に規定する統括官」に、「第二条第一項」を「防災庁組織令第二条

第一項」に、「第三条第一項」を「防災庁組織令第三条第一項」に改め、同項第四欄中「デジタル審議

官」を「防災庁の事務次官」に、「統括官、」を「防災庁組織令(令和八年政令第 号)第一条第一

項に規定する統括官、」に、「第二条第一項に規定する審議官、」を「防災庁組織令第二条第一項に規定する審議官、」に、「第三条第一項に規定する参事官、」を「防災庁組織令第三条第一項に規定する参事官、」に改め、同表東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）の項中「内閣府令」を「内閣府令・防災庁令」に改め、同表株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行令（平成二十四年政令第三十七号）の項中「内閣府令・総務省令・財務省令・農林水産省令・経済産業省令」を「内閣府令・防災庁令・総務省令・財務省令・農林水産省令・経済産業省令」に改め、同表女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百十八号）の項中「デジタル庁」を「防災庁」に改め、同表障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令（平成二十八年政令第三十二号）の項中「第十三条第一項」を「防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第十三条第一項」に改め、同条第二項中「デジタル庁」を「防災庁」に改め、同条第三項中「及びデジタル庁」を「及び防災庁」に、「デジタル庁」を「防災庁」に、「十二 デジタル庁」を「十三 防災庁」に、「十二の二」を「十三の二」に、「デジタル庁」を「防災庁」に改める。

理 由

防災庁設置法及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、災害救助法施行令その他の関係政令の規定の整備を行う必要があるからである。